

『平家物語』 山門賄賂の変奏と源流

A Study of "Sanmonwairo" of Heike-monogatari

佐々木 紀 一
Kiichi Sasaki

山形県立米沢女子短期大学

『生活文化研究所報告』

第45号 抜刷

2018年3月

『平家物語』山門賄賂の変奏と源流

佐々木 紀 一

一、『平家物語』諸本の治承四年の山門賄賂

治承四年五月、檢非違使の手を逃れた以仁王を匿つた園城寺は、延暦寺・興福寺に与同を呼びかける。興福寺は直ちに応じたとあるが、『平家物語』の覚一本(巻四「南都牒状」)によれば、山門は、①山門と寺門を対等とする文辞が無礼であるとし答へず、②清盛の命により登山した座主明雲が説得した事、更には、

③又入道相国、近江米二万石、北国のおりのへきぬ三千疋、往来によせらる、これをたにく／＼峯々にひかれけるに、④俄の事てハあり、一人してあまたをとる大衆もあり、又手をむなしうして一もとらぬ衆徒もあり、⑤なに物のしわざにや有けん、落書をそしたりける

a 山法師おりのへ衣うすくして
恥をへえこそかくさゝりけれ

又きぬにもあたらぬ大衆のよミたりけるやらん

b おりのへを一きれもえぬわれらさへ
うすハちをかくかすに入かな

と、平家が大量の米絹を山に運び、大衆に分配したが混乱の有つた事、山門批判の落首を載せる。これからすると「依状文言不快、不与力」と

有る様に、覚一本では賄賂以前に、牒状受領の段階で既に文言無礼を以て与同しなかつたとする、責任転嫁可能な読解に至る。

『平家』諸本を見るに相違がある。延慶本では牒状に応じ、山門が一旦了承したとして、①は一人の衆徒の意見だけで、山僧の賛否自体描かれない。さうして山門与同の風聞を受けて③の侍大将上総介忠清の清盛への献言を導く。それは、

大政入道、忠清ヲ召テ宣ケルハ、南都・延暦寺・三井寺、一ニ成ナハ、ヨキ大事ニテコソ有ンスラメ、イカ、セムスル、忠清申ケルハ、山法師ヲスカシテ御覧候ヘカシ、可然トテ、山ノ往来ニ近江米三千石ヨス、解文ノ打敷ニ、織延絹三千疋差副テ、明雲僧止ヲ語奉テ、山門ノ諸坊ヘ投入ル、一疋ツ、ノ絹ニハカサレテ、日来蜂起ノ衆徒変改シテ、宮ノ御事ヲ奉捨ケルコソ悲ケレ、山門ノ不覚、只此時ニアリ、奈良法師是ヲ聞テ、実語教ニ作テソ咲ケル、其詞云、(中略)(二中「大政入道山門ヲ語事付落書事」)

とあるが、④の分配の混乱がなく、⑤の落首が続ぎ、aは奈良法師、bは「山僧ノ中ニ絹ニモアタラヌ小僧」の作とする。当初の同意を改める事からすると、賄賂の占める比重が大きく、山門の破廉恥が際立つ事となる。

『源平盛衰記』は一旦三井寺与同を了承したとし(後掲)、忠清の進言により山門へ清盛が賄賂を贈るとする点、延慶本に同じだが、本文は異なる。

③より挙げれば、

事ヲ往来ニ寄テ、近江米一万石・美濃絹三千疋ヲ上テ、谷々坊々ニ積テ引之ケリ、取者ハ一人シテ五疋・十疋ヲモ取ケリ、空手シテ不取衆徒モ有ケレ共、一山大ニ悦テ忽ニ三井寺ノ発向ヲ変改ス、米トリ絹取タル大衆等、大講堂ニ会合シテ僉議アリ、(牒状の文言無礼を以て)衆徒一同シテ不与力(巻十四「山門変改」)

とあるから、文言無礼は変約の口実の扱ひで、賄賂が決め手である。また④を持ち、⑤ではaが「三井ノ衆徒」、bが「絹ニアタラサリケル山法師」の作とする。四部合戦状本では①・②・③(忠清の献言なし)があるが、④がなく、且つ⑤ではbがない為、山門内部の分配漏れについての言及が無い事になる。

山門并ニ南都大衆同心ノ由シ、有ニ其ノ聞エ一、勇シカル程ニ、従ニ大政入道ノ許一、能絹三千疋、能米三千斛遣ニシ山門ノ大衆ノ中一、被レ宥ニ謀叛同意ノ事一ヲ上ヘ、座主登山シ制シ下ケル、有ニ変改一、聞レ之、何シ者カ読タリケル耶、八王子ノ坂ニ書レ札ヲ云也
山法師をりのへ衣うすくして

はちをはけふ□かくさゝりけ□

ここの「変改」の文言からすると、山門は返牒を無視した事とは別に、与力に同意してゐた事になるが、それ以前にその事情・経緯の説明がない(覚一本同)。

長門本でも①があり、同様返牒せずとするが、

山門ならひに南都の大衆同心のよし、その聞えあり、山へは大政入道座主めいうん僧正をあひかたらひ奉て、あふみ米一万石往来によせらる、うちしきにはみのきぬ三千ひきあひそへてのほせて、たにく坊々に四五疋ひきつゝなけ入られけり、米絹ををくらるゝ状云、(院宣)是にて座主とうさんし給ひて、衆徒等をなためせいし給ひければ、山門いよくよりきせさりけり、山門心かはりしければ、南都大衆、座主経一卷、実語教一卷作て、根本中堂に送置(座主経(実語教)(数へ歌)(巻八「山門心替事」)

として、⑤の落首a(詠者不明)・b(きぬにもあはさりける山僧)を載せるが、③では忠清の献言とはせず、④がない。「山門心かはり」としながら、その事情・経緯の説明がない点、四部本・覚一本に同じだが、山門送状として院宣を挙げる様な不整合もあり(『盛衰記』は正しく院宣とする)、赤松俊秀氏は延慶本より後出とする。

以上、『平家』諸本を見るに細部に相違が多く、同意の有無や、賄賂の比重が違ふとしても、山門がこの時、三井寺与力を取りやめた一因に、平家の大掛かりな賄賂があつたとする点は同じである。特に④の配分の不平等を持ち、⑤のbの落首に繋がるのが、覚一本・『盛衰記』である。

二、史料から見た以仁王挙兵と山門

山門の醜態を暴く訳だが、実は史料からすると、この時、平家の山門への賄賂は確認されてゐない(赤松氏論)。以仁王の挙兵の経緯を見るに、乱に対処したのは宗盛で、清盛は福原に在り、上京したのは王

一行が南都に向けて落ちた五月二十六日のことである。⁸⁾次に王が三井寺に逃れた直後から、山門与同の噂があり、朝廷がその対応に当たった。以仁王逃亡の直後に、

天台衆徒可与力之由、有其聞(『百鍊抄』五月十五日条)

伝聞、高倉宮去夜檢非違使未向其家以前、竊逃去向三井寺、彼寺衆徒守護、可奉將登天台山、両寺大衆可企謀叛云々(『玉葉』十六日条)

園城寺騒動、固関構城云々、山上合力之由、有其聞、或云、虚誕云々(『明月記』十七日条)

とあるが、十七日には、

(長者より興福寺正権別当に送る消息に)園城寺衆徒輩猥背勅命、延曆寺衆徒又可同心之由風聞、此事定牒送專寺歟、不可同意云々、(園城寺僧綱十人を召し、衆徒説得を命ず)又召山座主僧正明雲、可止山僧同心之由被仰云々(『山槐記』十七日条)

や、

高倉宮登山、可被引籠無動寺之由風聞、仍被申彼山檢校七宮之处、不可与力之由、件寺住侶等進請文了(『玉葉』十七日条)

とある様に、朝廷の命により、早くに座主・僧綱を通じての説得が始まる。その後も情報は混乱してをり、一部衆徒の王への与同が伝へられ(『玉葉』十九日条)、二十一日には三井寺追討軍が定められる(『玉葉』二十一日条)。所が編成軍中にあつた源頼政が三井寺に逃れ、山僧三百人の与力、南都上洛の消息・風聞を受け、

前將軍以下、京中武士等、偏以恐怖、運家中雜物、令逃女人等、大略可逃降之支度歟、太不吉之想也、(疑イ)彼一門、其運滅尽之期

歟(『玉葉』二十二日条)

と、平家が狼狽し、福原に退去するとの噂があり(『玉葉』二十三日条)、再び南都上洛の噂を受け、「彼家中大騒云々」(『玉葉』二十四日条)とある。所が二十五日に潮目が変はる。

昨日座主登山、々僧可攻三井寺之由為相語云々、過半有承諾之由風聞、參女院御方、禪門明日可上洛之由云々(『玉葉』二十五日条)また、

日来延曆寺衆徒有同心之疑、而昨朝座主僧正明雲登山制止此事、一向承伏(『山槐記』二十六日条)

と、物語にも見える座主明雲の登山説得により、一山の帰趨が決定したとして良い。何故ならば二十六日の早暁、王一行が南都に向かふからである。⁹⁾

一部・一時期であるとしても山門の与同と座主明雲の制止は確認出来、この賄賂を史実と受け入れる見解があるが、平家が懐柔の為に、山門に大量の物品を贈る時間的余裕も無いと思はれる。山門への平家に依る賄賂が古記録に見えないのは、端的にそれが無かつたからではないか。

但し無任の『沙石集』に、

当初東大寺法師皆信救法師トテ、才覚ノ仁アリケリ、朗詠ノ注ナントシタル者也、山法師ノ事ヲ一卷ノ真言經ニ造テ、陀羅尼ヲ説テ、曰、庵山法師、腹黒々々、欲深々々、アラニクヤ娑婆訶ト造レリ、信救ソシツラントテ、山法師、イキトヲリ深カリケレハ、本寺ヲ離テ、田舎ニ住ケリトイヘリ¹⁰⁾

とあり、波線部は延慶本の奈良法師作の山門批判の実語教の末尾に付

せられた、

実語教一卷、是則山僧經也、仍陀羅尼品云、奄、山法師、ハラクロく、ヨクフカく、ハチナヤ、ソハカ

と一致する。延慶本・長門本の「実語教」・「座主經」本文に種々問題があるとしても、『平家』に取り込まれた信救作があつたとし、治承山門賄賂の証拠とする説明は、確かに可能である。

しかし『沙石集』本文では、その制作・他国住がいつの時点か不明である。また山門を憚つて離れたとあるから、物語と独立する伝承に依るとしても、何より平家の賄賂であるとの言及が無い。『沙石集』の説話より、現在の所、治承の賄賂を史実と見る必要は無い。

贈与が全く無かつたと証明するのは困難だが、目下、座主の説得により大衆は三井寺与力を止めたものであつて、寧ろ問題の「実語教」・「座主經」は、『平家』、或は別の賄賂伝承を受けて創作されたと筆者は見るものである。本稿ではその賄賂伝承の成立について若干の考察をなしたい。

三、寿永二年の山門布施と『平家物語』

覚一本・『盛衰記』にある④の混乱は、近似本文が『平家』の他所に見られる。覚一本・屋代本には無いが、延慶本三末「於延曆寺薬師經読事」を見るに、

(六月)十一日^ニ院ヨリ延曆寺^{ニテ}、薬師經ノ千僧ノ御読經行^{ワル}、是モ兵革ノ御祈也、御布施^{ニハ}手作ノ布一端、供米袋一、院別当左中弁兼光朝臣、仰^テ承^テ催^シ沙汰有ケリ、行事主典代・庁官、御布施

供米^ヲ相具^テ、西坂本、赤山ノ堂^{ニテ}是^ヲ引ホトニ、山ノ小法師原^ヲ以、請取間、一人シテアマタヲ取^ル法師^モ有、又手^ヲ空シテ取^{ラヌ}者モ有ケリ、然間、行事官ト法師原ト事^ヲ出^ス、主典代・庁官烏帽子打落サレテ、散々ノ事ニテソ有ケル、ハテニハ主典代^ヲ捕^メテ山^ハ登^ニケリ、平家^ノシトスル神事^ハ祈、一トシテ験^ハナカリケリ^リ。

と、寿永二年六月、後白河院を願主とした薬師經千僧読經の布施配分の際の混乱が記されるが、量は少ないものの米布の布施とする点、また波線部の表現が覚一本・『盛衰記』の先の混乱の表現にほぼ一致する事に気付く。

物語の寿永のこの布施が、治承の賄賂より生まれたと見なくて良い理由は、寿永布施の混乱は史料に対応記事が見える為である。北陸で官軍が敗北したとの報が都に届いた直後、後白河院が天下安穩の為、修法したとある。即ち『百鍊抄』六月十一日条に、

上皇於延曆寺囑千僧、転読薬師經、為平逆徒也

とあり、『吉記』寿永二年六月十一日条には詳しく、

今日於延曆寺、被行千僧御読經(薬師經)依賊徒降伏并天下安穩御祈也、院司左中弁兼光朝臣登山奉行之、用途被宛諸国云々、有喧嘩事、庁官召使等被擲留云々、又於中堂被始薬師法一壇、供九段云々、是賊徒御祈也

とあり、庁官に対する乱暴も『吉記』と一致するから、「喧嘩」も分配の不平等による混乱を指すと見て良い。平田俊春氏は端的に『吉記』が利用されたと見、筆者も同見だが、さうすると『平家』の治承の賄賂の分配と特に混乱は、寿永の布施の混乱、更には贈与自体を転用したも

のではないか。

但し覚一本の如く、寿永布施を持たない伝本がある事からすると、物語は別に『吉記』の如き史料を基に、治承の分配混乱を創つた可能性も目下、排除すべきではないだらう。また何れにしろ『平家』では治承・寿永共に平家からの贈与とされるが、寿永は飽くまで後白河院が願主、布施は読経の報酬であり、賄賂と性質が異なる。治承の賄賂と分配の混乱が、寿永の布施に基づくとするならば、その成立の事情を説明する必要がある。

そこで寿永の布施に平家の賄賂の性格を持たせる『平家』伝本が注目されよう。四部本を見るに、日付を寿永二年七月十七日と誤り、本来同じく六月とあつた日付を、史実に近づけた改変の可能性があるので、

平家は不^レ知、興福蘭城含^レ憤^リ之折節^{ナレ}語難^レ叶^ヒ、山門
為^レ当^チ家^一、強^ク無^レ怨^タ、当^チ家^亦為^レ山門無^キ不忠之上^ハ、今禦^キ戰
カ^フ力^已尽^{キヌ}、而^レ非^レ仏神加護者、争^レ可^レ平^ト叛逆^テ、七月十七
日平家山上^シ有^レ七仏薬師供養、聞^ヘ兵乱御祈^ソ、布施三千衆徒、
人別袋米一筒^ツ、白布一段^ツ、西坂下被^レ引^セ、奉行左大弁兼光、法
師原下^リ請^レ之、一人^シ有^リ布七八段、袋米五六取^上ルモ、一
向空^レ手不^レ取^有ケレ、奉行偏頗、兼光散々^レ礎礫^シ、結句布施引
擲^メ取^リ主田代登山^シ、凡^ソ平家為^レ仕^シ祈^リ一^ト無^レ失^無云^フ
事(卷七「平家山門連署」)

とあり、この後に、

此上尚、祈請^シ山王大師^一、語^ハ三千衆徒

と、木曾軍の上洛を目前にし、平家が七月に山門に与力を乞ふ、所謂

「山門連署」を続けるから、布施は平家の山門懐柔工作の意味を持つ事になる。

南都本は最初に平家一門山門連署(以下、山門連署とする)を挙げ、順序と日付が異なるが、四部本に近い。即ち、

是ハ六月十一日ニテアルニ、平家、其日、山ニテ七仏薬師ノ供養
有^ケリ、兵革ノ祈^トソ聞^ヘシ、布施ニワ三千人ニ袋米一、白布一段^ダ
ツ、是ヲ引^ル、法師原、西坂本^ニ下^テ是ヲトル、奉行ハ左中弁兼光
トソ聞^ヘシ、トル法師原^ハ、一人シテ袋米ノ五六七八、布モ七八夕
ン十タンハカリモ取^ケリ、トラヌハ更^ニ手^ヲ空^フスルモ多カリケ
リ、トラヌ法師原、腹ヲ立^テ、物クハル主典代ヲ擲^取テ、山へ上^リ
ナントシケリ、オカシカリケル事共ナリ、平家ノシトスル祈^ノ一
トシテ、失礼ナキハナカリケリ(卷八「平家日吉社願書事」)

とする。寿永布施と山門連署の連動が明快ではない南都本も含め、寿永の布施を平家の賄賂とする『平家』が存在する事となる。

さうすると『平家』の治承の賄賂は、両本の如き寿永賄賂を持つ『平家』を転用したと説明する事が一つの理路となる。『盛衰記』では分配混乱が治承と寿永で重複するが、延慶本はそれを嫌ひ、治承の賄賂の混乱を省き、一方、屋代本・覚一本は寿永の布施を省いたと続けて説明する事にならうか。

この諸本展開を論証する為には、四部本・南都本本文の当該箇所が他の『平家』のそれより、古態であると証明する事が先づ必要になるだらう。南都本の六月十一日と云ふ布施の日付は歴史的に正しいが、これを七月の山門連署と連続させる事は史実に反する。また前掲『吉記』より確認出来るが、布施の対象を同日修法の七仏薬師法とする点

も、他本と異なり、史実と異なる。史実と単純な対照からは前後を判断出来ないが、両本では願主を平家とし、奉行兼光が院司である事を記さないものの、本文に院司の主典代を残す所からすると、施主が院である典拠記事を改めた想定出来、これは延慶本の如く願主後白河院とあつたものを改めた痕跡で、寧ろ後出本文である可能性があらう。

一方、延慶本の寿永布施最後の破線部で、これを平家主体の祈祷として、分配騒動は功德の無効を表してゐるとするのは、『盛衰記』の「仏神ノ擁護ニカ、ハラスト云事アラハレタリ」が分かりやすい)、冒頭に院が願主と明記するから、少なく共説明不足である。物語では院が願主の源氏追討祈祷の場合、

兵革ノ御祈不_一品_一^{ナラ}、様々ノ御願_ヲ被立_一、諸社_ニ被寄神領_一
 神官・神人、諸社ノ宮司、本社・末社_{ニテ}各可祈申_一之由、院_{ヨリ}
 被召仰_一、諸寺諸社ノ僧綱、諸社_{ニテ}調伏ノ法被行_一、天台座主明
 雲僧正、摂政殿ノ御奉_{ニテ}、根本中堂_{ニテ}、七仏薬師ノ法被行_一、(中
 略)面々致忠勤_一ヲ、抽丹誠_一ヲ被行_一、逆臣争_カ不亡_一トソ人
 申ケル(延慶本三本「兵革ノ祈ニ秘法共被行_一」¹⁹)

と世論の形で、法験への期待が表明され、王権への敬意が払はれるから、問題箇所での院の祈祷が無効であるとする言明が異例である為である。さうすると延慶本他が願主を院とするのは寧ろ、史実を参照した訂正で、後出と言ふ事になるか。

しかし『平家』の他所には、朝廷主体の祈祷の際の関係者の死を以て平家批判とする所がある。養和元年九月、伊勢神宮への使者に立つた大中臣定隆の路次での頓死に対して、「神明_モ三_宝御納受ナシト云事掲焉也」(三本「大神宮、鉄、甲冑被送一_事」²⁰)とあり、正に前掲の「兵

革ノ祈ニ秘法共被行_一」の直後にあるが、同十月に日吉社で関東調伏を祈つてゐた覚算の頓死に対して、「神明三_宝御納受ナシト云事、既ニ掲焉也」²¹と近似文がある。これは実質平家が主体、或は平家の利害と結び付くと解するものであるから、院・朝廷が願主の修法を、物語が平家批判に結び付ける事を全く不当であるとする事は出来ないだらう。

歴史上も治承四年十二月当に清盛の懇請で、幽閉を解かれた院は「可知食天下之政」²²様に成り、院自身の発願の修法を行ひ、寿永二年の北陸追討の最中、院は「追討御祈」の為か、諸社に剣を奉納してゐる。²⁴院の主体的な修法は当然有り得るが、養和元年夏、兵革祈祷の為、諸社に庄園寄進の事を院が九条兼実²³に諮る件で、

頭弁伝仰曰、乱逆御祈、諸社可奉寄庄園之由、所思食也²⁵
 と、院の意向の如くだが、後日、実は、

諸社被寄田園事、法皇不甘心、然而、依為前幕下意見、無左右可被奉寄²⁶

と、実質は宗盛の意向であつた事が明らかな例があり、院の行動自体宗盛の掣肘を承ける事もあつた。²⁷

従つて史実は別として、説明は無²⁸いものの物語内部で、院御願の修法を実質平家の意向と解し、批判した可能性を完全に否定できない。また四部本・南都本では平家の不手際とし、後者はそれを面白がるだけで、平家の衰亡との連関についての言及がないが、これをも古態と立証出来ない。

筆者は先稿に於いて、寿永二年六月から七月の事件の南都本の配列と日付が、山門連署以外は概して史実に合致してをり、且つ現存『平

家』に先行する『皇代曆』との記事の配列及び本文が対応する事から、南都本の構成が現存諸本中、古態を有すると推定した。²⁸一方、山門連署と共にこの記事を山門懐柔工作として一括して、歴史的連関から離れる四部本を後出とする見解がある。²⁹

記事構成は別としても、以上の観点から四部本・南都本の問題本文が古態であると証明する事は出来ない。更に院政期、薬師経千僧読経と七仏薬師法が同時に行はれる例を指摘出来るから、同様、後白河院の発願である可能性が考へられるのであるが、七仏薬師法修法に三千人衆徒に布施を引くと云ふ事は普通ではない(四部本では「布施三千衆徒人別」とある)。

二条院の不予の祈として叡山で修せられた長寛二年(一一六四)七月の七仏薬師法の例に、

御布施阿闍梨 綾被物一重 絹裹一 伴僧僧綱絹裹一、余十九口ハ紙裹也³¹

とあり、布施の範囲は修法に従事した阿闍梨と少数の修僧に限られるからで、物語の寿永布施は本来、千僧読経の布施が相応しい。その場合も嘉保元年(一一九五)十一月の叡山中堂での修法を見るに、布施は「供料能米百斛、布施各一疋」³²で、承久二年(一二二〇)五月の彗星攘災の叡山千僧薬師経読経³³では、

依 院宣、於根本中堂被行薬師経千僧御読経、各十二卷、(中略)御布施 袋米各壹斗(於赤山下行之)³⁴

とある様に、人別に米・布が曳かれるが、微々たるものである。³⁵南都本・四部本の布施の総量は千僧読経の場合に近く、(且つ賄賂に値するか不審であるが)、両本の七仏薬師法の布施は、実態より大きく離れてゐる

る事になり、後出の改変本文である可能性を目下、否定出来ないのである。

さうすると現存『平家』に依る限り、治承の賄賂と寿永の布施を直ちに結び付ける事は出来ないが、治承と寿永賄賂を繋げる史料が別に存在する。

四、『古簡雜纂』「園城寺解案」の山門賄賂伝承

正元二年(一二六〇)正月に園城寺が戒壇設立を願ひ、三摩耶戒壇を勅許された事に端を発する騒動で、衆徒が日吉社神輿を報じて入京³⁷し、勅許を返納させるが、その後も紛争は続き、一連の争論中、反論として三井寺が起草したのが、埜忠宝編『古簡雜纂』二所収の「園城寺解案」(弘長二年(一二六三)八月)³⁸である。原文書の所在は不明。

問題本文は以下の通りである。

剩廻今案「A之地、還不顧身上、反倒之甚也、所以、

A治承年中、高倉竹園臨幸当寺之時、可令同心之由、牒送南都北嶺之処、初者共以領状、後者就平家之語、延曆寺忽改変畢、B終以

寿永年中、平氏一族送誓状於山門云、於自今以後者、以日吉社為氏神、以延曆寺為氏寺事、已上(乃至)、②不可背衆徒之命、願衆徒与力、

同心可迫罰源氏云云、C則副送千斛千疋之日、山僧令許諾畢、D雖然、○ 仏神不稟非(礼)、更無其驗、彼山為謀叛地之条、近例□者、眼

前之次第也

と、叡山を「謀叛地」と貶しめる件りがあり、Aで以仁王の乱の際、平家の説得で与同の約束を改変した事、B・Cで寿永の所謂山門連署の

際、平家より米絹を受け取り、源氏追討を許諾したと記される。賄賂と連署を一連とする理解点では四部本・南都本に共通する事に成るが、米布をその際に賄賂としたと有る点、『平家』に一致しない。

『平家』との関係が正に問題となるが、治承四年の以仁王拳兵のAを見るに、山門が当初は三井寺の牒状に応じたとあるのは、前掲『百鍊抄』五月十五日条他に見える様に、その可能性を否定出来ない。また『平家』では前述の通り、一旦了承した(と解される)伝本がある。延慶本(一中「三井寺」山門南都、牒状送事)を挙げれば、

山門ニハ、園城寺ヨリ牒状送リタリケルニハ、可奉同心之由、領掌シタリケル間、宮、力付テ被思食一ケルニ、山門ノ衆徒心替リスル歟ナト、内々披露シケレハ、ナニトナリナムスルヤラムト、御心苦ク被思食一ケリ、(重ねて山門に院宣)とする。『盛衰記』でも、

山門ノ衆徒不及返牒ケレ共、先同心参加ノ由、憑シク申タリ(巻十四「興福寺返牒」)

とあり、一旦の了承が明記されるから、「園城寺解案」の、「平家之語」により、約を変じたとある事に対応する。

Dの効果なしの文言は、具体的内容が不明で、連署を仏神が納受しなかつたとの意で繋がるかと考へられるが、山門の許諾との関係の説明が無い為、直後のこの一文が分かりにくい。但し、前掲南都本他の「祈ル所モコトヘス」の如き本文と呼応すると見る事は不可能ではないと考へられ、又延慶本では、前掲引用文に続けるのだが、連署を神前に取めた所、願書の上書に、

タヘラカニ花サクヤトモ年フレトカタフクツキトナルソハカナキ

此上、トテ、大衆ミナ衣ノ袖ヲシホリツ、平家ヲ祈ル人モナシとあり(覚一本もこの歌あり)、神も平家の退潮を論じたとあるから、Dが『平家』を承ける可能性を退けられない。

五、「園城寺解案」の独自内容について

『平家』との対応で問題となるのは寿永の布施を示すB・Cである。「園城寺解案」全般を見るに、「聖徳太子憲法文云」・「智証大師伝〔善清行筆〕云」の如く、初めに典拠を挙げ、末尾に「已上文」・「已上」と引用文を明らかにし、引用が趣意文の場合は、「已上取詮」とする。また引用の最後に「云々」を置く場合もある。従つてB①の「已上」が正しいとすると、連署よりの引用はそこ迄で、以下②の「云々」迄は、典拠が示されず、その内容が山門連署と一連であるが、別の引用文と言ふ事になる。

①は、諸本中近い四部本を引くに、

自今以後、山門有レラ慶ヒ為ヒ一門喜、社家有レラ憤リ一家憤リ、(中略)当家以日吉社為氏社・以延曆寺為氏寺⁴⁰⁾

とある部分が相当するが、②の連署内容の重複は、連署本文と別に、その趣意文を別に載せる『平家』一部諸本の内容に共通する。同様、四部本を挙げれば、

抑語大衆之事、桓武天王御宇、延曆三年十月、伝教大師^{ヨナリ}上^{ヨナリ}当山、自開^下鎮護国家道場以来、仏法盛奉^{サカリ}レ守皇法之事年久、而東国北国凶徒、此両三年間、打塞^{チサキ}多国々、不^レ奉^ラ正税^{セイ}官物、抑留^シ年貢所当、朝家為敵、不^レ随^レ倫言、剩花洛責^{サヘメル}上問、防戦力已尽、非^レ仏神御

助難^ケレ退悪党、山王大師垂^レ下^ヒ哀、三千衆徒合^レセヨナリ力、親疎^モ有情、無^レ心聞^レ之、流涙無^レ不^レ捶^リ

とある大衆与力を求める傍線部が、②の傍線に相当する。さうすると「園城寺解案」は端的に『平家』に依るもので、Cの賄賂も未知の『平家』に備はつてゐたと説明する事が出来る。

然るに『平家』の趣意文は『六代勝事記』に近似⁽⁴⁾し、それに基づくと水原一氏が結論する⁽⁴⁾。当該部を示せば、

自今以後は、藤氏の春日社を氏神とし、興福寺を氏寺とせるかことくに、平家の日吉社を氏神とし、延暦寺を氏寺として、山門のよろこひを一門のよろこひとし、社家のいきとほりを一家のいきとほりとせむ、ねかハクハ七社の神明、擁護をたれ給へ、ねかハクハ三塔の衆徒、合力せしめよとなり、したしきもうちきも、なさけ有もなさけなきも、此事をきく人、たもとをしほらすといふ事なし(内閣文庫本)⁽⁴⁵⁾

とあり、B①相当本文も見え、「氏神」とあるのは『平家』よりも『勝事記』に一致する。さうすると或はBは『平家』ではなく、『勝事記』が依拠した連署本文によるもので、B①の「已上」は『鎌倉遺文』校訂者の推測通り、誤りと解する事が別案となる⁽⁴⁾。

しかし何れにしる問題は、概して忠実に典拠を引用する「園城寺解案」のB(及び他所)が『平家』(『勝事記』)本文と一致しないこと、Bの山門への従属、源氏追討依頼に相当する表現も両書に見えない。またCで山門がこの時、平家与力を許諾した事も、現存『平家』に見えない。南都本を挙げれば、連署を承け、

親シキモ疎^ツキモ心アルモ心ナキモ、是ヲキク人ハ、涙ヲ流シ袖ヲシ

ホラヌハ無リケリ、サレ共、年来ノ振舞、神慮ニモ叶ハス、人望ニモ背キシカハ、祈ル所モコタヘス、語^フ人^モナヒカサリケリ⁽⁴⁵⁾

として、一部伝本では、続けて、
既^ニ源氏同心ノ返牒^ヲ送^リ、カロクシク、今又其議^ヲ改^ルニアタハス、誠^ニサコソハトテ、事ノ躰^ヲハ、アワレミケレトモ、許容^{スル}衆徒モナカリキ(延慶本)⁽⁴⁶⁾

とある通りで、木曾牒状により、已に山門が源氏与力を承諾したとする現存本からは予想出来ない展開である。

此処は未知の『平家』を想定するよりも、寧ろ典拠「園城寺解案」作成段階の改変、創作の可能性を考へるべきだらう。「園城寺解案」で、彼我の修学態度を對比する件りで、

就中、仏法繁昌之名誉留于吾寺、後鳥羽院御時承元年中、仙洞番論義之時、被下彼山之院宣稱、延暦寺分論匠雖召、其器已無^レ其仁、学徒廢怠顯然也、住山之輩、專營世務、不携脩学、寧不痛陵夷哉^{云云}、又稱、F今年最勝講番論議匠、当寺僧徒、七双之中、纔以一人、如無其仁、論壇庭上、已少予參之人、慈悲室中、更無研精之侶歟、奇也、可恠也、可耻、可歎^{云々}。

と、仙洞番論議の論匠の数で、叡山が劣る事を主張するが、Eの院宣では論匠が無かつたとし、Fの叡山側の史料では一人と異なつてゐる。然るに同じ寺門側の『寺門高僧記』卷十⁽⁴⁶⁾では、承元二年の番論議で、「十双論匠廿人」の中、山門は三人であつたとし、E・Fと異なるが、同時にEにはほぼ同じ院宣を載せる。

延暦寺論匠、雖召其器、已少其仁、学徒廢怠顯然者歟、住山之輩、只營世務、不携脩学之所致也、尤可令勸誘給者也、依院宣「

執達如件

承元二年

参議藤原光親奉

謹上天台座主御房

とあるが、二重線部と比較するに、山門の論匠を無しとし、その廃学を断定する等、「園城寺解案」では山門批判が強められてゐる。『寺門高僧記』には同じ承元番論議の記事が今一度見え、院宣に小異（傍線なく、破線を「早可令勤学者」、括弧を「如此」とする）があるが、院宣が複数下されたと見る必要はないから、転写され、内容に差異が生じたと考へられる。「園城寺解案」はそれを取り込んだか、正に作成の際、表現が改変されたと見られる。同様、山門を貶毀するB・Cで、典拠本文・内容が自由に改変され、端的に『平家』の治承賄賂が利用された可能性も否定出来ないだらう。

以上の検討からは結句、「園城寺解案」と『平家』との関係、更には治承と寿永賄賂の関係について、何ら確論出来ないものであるが、後者が専ら前者の影響により成立したと見る必要は無い。山門連署の折、平家の賄賂によつて山門が与力を許諾したとする、鎌倉時代の風説が他にあるからである。

六、山門賄賂伝承の源流と展開

既に今成元昭氏が問題としてゐるが、日蓮のX「神国王御書」に、

安徳天皇の御宇には、明雲座主御師となり、太上入道並に一門捧

ニテ怠状一ヲ、如下ク彼ノ以ニ興福寺一ヲ為ニ藤氏ノ氏寺一

ト、以ニ春日ノ社一ヲ為中藤氏ノ氏神上ト、以ニ延暦寺一ヲ号ニ平氏ノ氏寺一ト、以ニ日吉社一ヲ号ニ平氏ノ氏神一ト云云、叡山には明雲座主を始として三千人の大衆五壇の大法を行、大臣以下家々に尊勝陀羅尼・不動明王を供養し、諸寺諸山には奉幣し、大法秘法を尽さずという事なし（『昭和定本日蓮聖人遺文』一六八）

とあり、Y「四条金吾殿御返事」には、

源氏ノ頼朝と平家ノ清盛との合戦の起リし時、清盛が一類二十余人、起請をかき連判をして願を立て、平家の氏寺と叡山をたのむべし、三千人は父母のごとし、山のなげきは我等がなげき、山の悦ヒは我等がよろこびと申シて、近江国ノ二十四郡をよせて候ヒしかば、大衆と座主と一同に、内には真言の大法をつくし、外には悪僧どもをもて、源氏をいさせしかども、義仲が郎等ひぐちと申せしをのこ、義仲とただ五六人計リ、叡山中堂にはせのぼり、調伏の壇の上ニありしを引キ出シてなわをつけ、西ざかを大石をまろばすやうに引キ下シて、頸をうち切りたりき、かゝる事あれども、日本の人々真言をうとむ事なし、又たづぬる事もなし（『同前』二四五）

とあつて、Xでは平家の連署を承け、座主明雲以下、祈祷したとあり、Yでは近江国を寄進された為、明雲は悪僧に命じて源氏を攻撃し、自身は祈祷の最中、山上で樋口に殺されたとある。またZ「本尊問答抄」でも、

人王八十一代安徳天皇ニ太政入道ノ一門与力して、兵衛ノ佐頼朝を調伏せんがために、叡山を氏寺と定メ山王を氏神とたのみしかど

も、安徳は西海に沈み、明雲は義仲に殺^サる（『同前』三〇七）と、山門連署本文の一節が引かれ、明雲は頼朝を調伏した為、義仲に殺されたとする。

無論、寿永二年六月の時点での叡山の源氏攻撃や、明雲が山上で義仲軍により斬首されたとある記事は、⁵⁰現存の古記録及び『平家』に確認出来ない。Xではこれを清盛生前の事と誤り、Zの頼朝調伏も誤りで、Yの斬首は必ずしも誤りではないが、⁵¹明らかに寿永二年十一月法住寺合戦の際の死を誤つてゐる。また「日吉社并延曆寺領等充滿近江国」としても、「四条金吾殿御返事」の近江一國寄進は正確ではない。

今成氏はこれを『平家』ではなく、当時流布の別な伝承に依るとするが、山門を貶める意図のある日蓮が誇張、歪曲し、或は誤つた可能性が当然考慮されよう。また以仁王の乱直後から、山門と平家の連帯が不評であつたと思はれるが、⁵²平家都落の事として、

座主明雲ハ、ヒトヘノ平氏ノ護持僧ニテ、トマリタルヲワロシト云ケレバ（『愚管抄』巻五）

とある通り、平家と癒着してゐた座主であり、⁵³登山した源氏軍と一部山僧との戦闘もあつた様だから、⁵⁴当時山門は平家に与力するとする理解があつた可能性も考へられるが、山門連署の際、平家が賄賂を贈り、山門が源氏攻撃をしたとする言及が「四条金吾殿御返事」に見える。これは、発想の類似、偶然の一致だらうか。

しかしこの時、叡山は平家より確かに贈与を受けてゐる。水原氏論が指摘するが、『平家』では山門連署本文の次に、

近江国佐々木庄領家預所得分等^ニ、且^ハ、為朝家安穩^一、且^ハ、為^ニ資入道菩提^一、併^ラ所廻向千僧供料^一候也、件ノ庄早^ク為^ニ寺家ノ

御沙汰^ト、可^メ令^セ知行^一給候、恐々謹言

七月十日 平宗盛

謹上 座主僧正御房ヘトソ書タリケル（延慶本）⁵⁶

と、宗盛の佐々木庄寄進状が付されてゐた。⁵⁷さうしてこの時千僧供料となつた事は、『牒状類聚』「延曆寺衆徒申状」（元徳三年七月）に、「江州佐々木庄者、寿永年中、平宗盛卿寄附当山」とあり、叡山自身が認めてゐるから、史実として良い。正に『平家』の義仲に対する「山門返牒」に、上京する源氏の劫略を指摘し、

運上本寺ノ千僧供物^一ヲ、改^メ造^テ末社ノ神輿、末寺ノ庄園^一ヲ併^ラ如^ク旧^一カ、被^メ令^メ安堵^一者、三千ノ衆徒、合掌^一而祈^リ玉躰^ヲ於^ク東海之光^一ニ、一山揚^テ手^ヲ而移^シ平家於南山之色^一ニ（延慶本三末「山門返牒事」）

と、千僧供料の確保を条件としてゐる事を参照すると、大衆の歡心に添ふ訳で、この時の寄附と認めて良いから、平家の依頼を了承したと非難する根拠になるであらう。

平安時代後期に始まつた千僧供料が叡山大衆の主要な経済的基盤である事を、下坂守氏が明らかにするが、⁵⁸前掲長門本の治承賄賂に付せられた山門批判の数へ歌に「千僧供をこそせめいたせ」とある様に、⁵⁹当時、叡山大衆は千僧供の拡大に執心してゐた。この後、木曾義仲が洛中を支配した寿永二年の閏十月にも、後白河院より別に千僧供領が叡山に寄進されてゐる。『天台座主記』五十七世「明雲」に、

寿永二年閏十月十二日、以金剛勝院領近江国富永庄、寄附延曆寺、可^メ為^ニ千僧供料之由、宣^下参議親宗奉

とあるが、一月後の法住寺合戦を前に、頼朝との提携を図る後白河院⁶⁰

と、木曾義仲の対立が表面化して来た時期であるから、叡山大衆の歡心を買ふ為の寄進であると思はれ、この時、座主明雲が悪僧を率ゐて院側に加担してゐる。⁶³源平合戦の過程で叡山は直接被害も受けず、寧ろ焼け太つて行つた訳であるが、寿永二年七月の連署の際の佐々木庄受納が、山門と平家の癒着の証拠とされ、日蓮、更には(伝)信救作諷刺の攻撃を生んだと認めて良いだらう。或は叡山非難の文書が先行してゐたかもしれない。

これが院が願主である筈の寿永二年六月の葉師法説経の布施をも、平家の賄賂とする理解を引き寄せ、「園城寺解案」や、四部本・南都本の如き一部『平家』に見えた米布賄賂とする所説に至つたと推定するものである。但し已に成立してゐた『平家』の治承賄賂がそこに影響を及ぼした可能性は排除出来ず、「園城寺解案」と寿永賄賂説を持つ『平家』との関係、治承賄賂と寿永布施・佐々木庄寄進との関係についても確論出来なかつた。

しかし治承賄賂説の成立に、平家による山門への賄賂の史実・伝承が影響を与へた可能性迄否定しなくても良いのではないか。物語に於ける賄賂説の拡散を別箇所に指摘出来るからである。『盛衰記』巻二十四「坂東落書」は「治承四年十一月日」の日付を持つ後世の偽文書であるが、そこに、

凡如風聞者、平氏与財産而相語山門、抛賄賂而招集国賊、可成与力、責東国之旨有議定云々、是則王城発向及遅々故也、今年若不被遂其志者、敵軍振珍宝而成多勢、諸人孰而有変改者、後悔屢々出来歟(蓬左本は二重線部「家」)

と傍線部に、平家が賄賂で山門を東国攻撃に参加させようとするとの

趣旨が記される。治承四年十一月に富士川合戦の叛徒が近江迄迫り、三井寺が源氏に与力し、叡山はそれと対立し寺門を攻撃するとの風聞があり、平家は山門の叛乱と同を禁じて、座主明雲を召し、同時に諸宗に祈祷を命じてゐる。⁶⁴

十二月の情勢も切迫し、明雲は平家に、堂衆を中心とした悪僧は源氏に与力するとあるが、叛徒支持が拡大して無動寺・検校七宮・覚快法親王の制止も叶はず、官兵と一部悪僧が衝突するが、結句、平家の三井寺・興福寺焼討に至る。以仁王の乱に似た対立が再現し、平家の切迫度は遙かに増して清盛・宗盛の焦燥も伝はるのだが、⁶⁵賄賂による山門懐柔はこの間にも確認されない。

平家による山門賄賂説は鎌倉時代に種々展開してをり、物語に取入れられてゐたと見るべきであらう。

注

(1) 龍谷大学本(龍谷大学善本叢書)による。延慶本・南都本・四部合戦状本『平家物語』は汲古書院の影印(その中、巻四は『延慶本平家物語考証一』の謄写本の影印による)、長門本は福武書店の翻刻、『源平盛衰記』は勉誠社の慶長古活字本の影印により、蓬左文庫本(汲古書院の影印)を参照。屋代本は貴重古典籍影印叢刊の影印による。

(2) 渋谷慈鑑氏『校訂増補天台座主記』五十六世「覚快法親王」治承四年六月十五日条割注(西尾市立図書館本「電子公開」)をも参照、但し続群書類従本にはなく、後補であらう。以下、青蓮院本も含め『天台座主記』は暫くこの渋谷本による。

(3) 『太平記』巻二十で、新田義貞に対する山門の返牒があるが、高

倉宮の事件について「凡人ノ情起^コニテ神慮^一ヨリ取^レ彼取^レル此之故也」(西源院本〔未刊軍記物語資料集〕による)と説明する。

(4) 享禄本が「山門已ニ相替」とするのは、不都合を改めたか。雄松堂書店の複製(『享禄書写鎌倉本平家物語』)による。

(5) 『平家物語の研究』「頼政説話について―平家物語の原本についての続論」(昭和五十五年一月〔初出昭和四十七年七月八月〕)。以下、赤松氏論とする。

(6) 小城鍋島本(汲古書院の影印)・文禄本(日本古典文学会の影印)・中院本(『校訂中院本平家物語』)・両足院本(臨川書店の影印)・南部本(電子公開)・米沢本(電子公開)・城一本(国学院大学図書館の電子公開)では賄賂・座主の説得を受け「宮ノ御方へハ不定ノ由ヲソ申ケル」(小城鍋島本)と、律儀に断りの通知を入れたとする。

(7) 平野さつき氏「『平家物語』の文書についての一考察―山門牒状・南都牒状を素材として―」(『軍記と語り物』十八、昭和五十七年三月)

(8) 『山槐記』治承四年五月二十五日条(増補史料大成)・『親経卿記』同二十六日条(国立歴史民俗博物館蔵広橋本の電子公開)。以下の『百鍊抄』は新訂増補国史大系、『玉葉』は図書寮叢刊、『明月記』は新天理図書館善本叢書による。『吉記』は高橋秀樹氏『新訂吉記』による。

(9) 田中文英氏『平氏政権の研究』第七章「以仁王の乱」(平成六年六月、初出同元年三月)

(10) 富倉徳次郎氏『平家物語全注釈上』巻四「牒状」(昭和四十一年五月)

(11) 内閣文庫本巻九下(土屋有里子氏『内閣文庫蔵『沙石集』翻刻と研究』)による。長享本(紙焼写真)傍線なし。元和刊本「ニテ」(国会図

書館の電子公開)。古本系の梵舜本(日本古典文学大系)・米沢本(電子公開)・元応本(汲古書院の影印)なし。

(12) 延慶本が長門本よりも「実語教」本文に近いとの指摘があるが(春日井京子氏「長門本の典拠とその改作―巻八「山門心変事」の『実語教』依拠を題材に―」(麻原美子・犬井善壽氏編『長門本平家物語の総合研究第三巻論究篇』、平成十二年二月)、延慶本の「山僧経」が『沙石集』の「真言経」に相当するとしても、これが「実語教」と同一とされるのは問題である。対する長門本は「座主経」として両書を別にして、寧ろ古態の可能性があるが、その「座主経」で「おりのへきぬ三千ひき」とあるのは、前掲本文二重線の美濃絹と一致してをらず(赤松氏論)、「実語教」の後の数へ唄は延慶本になく、最後の真言の本文「俺、山法師衣ありや、米もありや、はろきてい、あらはさなやそはか」も延慶本『沙石集』に異なる。

(13) 梶原正昭氏「軍記文学の位相」(『軍僧といくさ物語―太夫房覚明の生涯―』(平成十年三月、初出昭和五十七年))

(14) 延慶本三本「行家大神宮、進願書」^テ「事」では、「以^テ左少弁行隆^一ヲ恣ニ構^テ漏宣^一ヲ、或ハ放^テ天台山^一ニ、制^シ与^力」^ヲとだけある(治承五年五月の日付。長門本同)。

(15) 長門本巻十四「西坂本赤山堂^{ニテ}御布施引事」では傍線「廿一日」とする。

(16) 『平家物語の批判的研究』第五編第二章四節二項(平成二年六月)

(17) 『七仏薬師法現行記』(続群書類従)・『阿婆縛抄』二十八本「薬師」

「第二支度事」(大日本仏教全書)には、この修法記事が見えない。

(18) 後世の史料であるが、『職原抄』「院庁」に「主典代」とある(国学

院大学貴重書影印叢刊『神皇正統記 職原抄』による。

(19)『盛衰記』卷二十七「源氏追討祈」では「縦逆臣乱ヲ成ス共、争カ仏神ノ助ナカラント、上下憑シクソ申ケル」とする。この祈禱は歴史上確認出来ない。

(20)『吉記』養和元年九月十四日条に平家の関与が記される。

(21)覚算の頓死に対し、『玉葉』養和元年十月二十七日条では宗盛の当てが外れたと兼実が記す。

(22)『玉葉』治承四年十二月十八日条。

(23)『吉記』養和元年五月二日条・『玉葉』寿永元年二月二日条、『吉記』同三月七日条。

(24)『吉記』寿永二年六月二日条。

(25)『玉葉』養和元年八月四日条。

(26)『玉葉』同八月六日条。

(27)養和元年九月、院の四天王寺詣を宗盛が留める(『玉葉』同五日条)。

(28)「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」(『米沢史学』十七、平成十三年十月)

(29)『四部合戦状本平家物語全釈卷七』一八四頁(以下、『四部本全釈』と略)。

(30)康治二年(一一四三)四月の鳥羽院山門御登山の例(『門葉記』卷十一「七仏薬師法一」(『大正新脩大藏経図像第十一卷』)。また保元三年(一一五八)三月一日、日蝕祈攘の為、修法(『兵範記』同日条)、長寛二年四月二十六日、後白河院の登山に合はせて修法(国立歴史民俗博物館蔵高松宮本『諸院御幸部類記』同二十六日・二十八日条(電子公開)・

『百鍊抄』同二十六日条・『僧綱補任抄出』同年快修条(群書類従)。この時七仏薬師法は座主快修以下、二十口が勤める(『諸院御幸部類記』同二十六日条)。

(31)『七仏薬師法代々記』「七宮修之日記」同十一日条(『大日本史料』稿本同日条所引。電子公開による)。

(32)『中右記』嘉保元年十一月二十六日条(大日本古記録)。

(33)『吾妻鏡』承久二年六月十日条にも見える。

(34)青蓮院本『天台座主記』七十二世承円「承久二年五月二十四日条。

(35)『元亨三年具注曆裏書』(『大日本史料』永長元年十月二十七日条所引)では、永長元年(一一九六)十月の叡山仁王経転読の布施として、

「供養料口別一斗、諸国布施口別各一疋」とある。但し保延四年九月の鳥羽法皇登山行幸の際の千僧御読経の際は、「為千僧供料、施入近江国木津莊」(『天台座主記』四十六世「忠尋」保延四年十月二日条)と、莊園が寄贈され、暦仁元年(一一三三)十一月の中堂の修法の際は、「大阿闍梨一重一裏、助修裏物」が布施(『門葉記』卷十三「七仏薬師法四」)。

(36)『妙槐記』同日条(増補史料大成)・『天台座主記』八十二世尊助親王同日条。

(37)『深心院閑白記』同正月六日条(大日本古記録)。

(38)『鎌倉遺文』八八六九に翻刻あり、以下「園城寺解案」とする。

(39)「園城寺解案」文中に、「去正元二年正月四日、忝被下官符於園城寺僧、应当寺沙弥以三摩耶戒、令定法臈云々」とあるのは『天台座主記』八十二世「尊助」正元二年正月四日条では傍線が「事」とあり、『妙槐記』同日条では無いから、下略の意である。

(40)延慶本「平家者又以日吉延曆寺^ヲ、為氏社氏寺^ト」と纏める(長

門本・『盛衰記』・南都本・屋代本・寛一本同。

(41) 後藤丹治氏『改訂増補戦記物語の研究』第一第二章第四節「六代勝事記」(昭和十一年一月)。

(42) 『延慶本平家物語論考』第二部「六代勝事記との関連」(昭和五十四年六月)。以下、水原氏論とする。

(43) 和泉書院の影印による。「」は島原本による(電子公開)。

(44) 『鎌倉遺文』の校訂は省略の意の「乃至」を充てる(「園城寺解案」の引用する元暦元年十月の園城寺牒状は『吾妻鏡』同二十三日条所引と一致するが、省略箇所「乃至」とある)。猶『平家』に連署本文とその趣意文が重複する事について、『六代勝事記』より趣意文を作成したものではなく、連署本文に無い表現があり、より哀願的である事から、合理的説明として、連署本文とは別に副へられてゐた私的書状よりの要約の可能性を『四部本全釈巻七』が提示するが(一九七頁)、その仮定に基づき、推定する事は控へた。

(45) 諸本大略同。延慶本・長門本傍線「力不及」とする。

(46) 長門本・屋代本同。

(47) 同内容の主張が建保二年五月の園城寺牒状に見える(小西徹龍氏「光長寺蔵「山門牒状」について」『古文書研究』三十九、平成六年十月)。

(48) 東大史料編纂所蔵謄写本による。

(49) 『平家物語流伝考』前編第一章「日蓮、平家物語非享受説」(昭和四十六年二月)。

(50) 他にも「兵衛志殿御書」(『同前』二六〇)で義仲に斬られたとする。

(51) 『玉葉』十一月二十二日条、『皇代曆』「後鳥羽紀」同十九日条(京

都大学総合博物館蔵勸修寺本)・『寺門高僧記』六では斬首の風聞を記す。対して『愚管抄』巻五(日本古典文学大系)・「瀧泉寺大衆申状」(『昭和定本日蓮聖人遺文』三四五)・『源平闘諍録』(汲古書院の影印)では流矢に当たるとするが、『平家』では流矢に当たり、首を切られたとするからである(延慶本・『盛衰記』・屋代本・寛一本)。

(52) 『吉記』治承四年十一月二十二日条。

(53) 延慶本二末「山門衆徒為都婦」ノ奏状ヲ捧事」所引の治承四年十一月の奏状に、「於今度ノ事」ニ、殊ニ抽^ツ愚忠^一ヲ、一門ノ園城雖相招クト、仰^テ從^フ勅宣^一ニ、万人之誹謗、雖滿充^{ツト}閭巷^一ニ、伏^テ祈御願^一ヲ」とある(長門本・四部本・『盛衰記』・『闘諍録』同)。

(54) 『寺門伝記補録』二十所収「園城寺衆徒申状」(大日本仏教全書)・『寺徳集』の「平家坂山門終没西海之波浪、源家婦寺門久栄関東之楡柳」(続群書類従)にも両者の関係が非難される。

(55) 『吉記』寿永二年七月二十三日条。

(56) 長門本・四部本・『盛衰記』に寄進状あり。

(57) 『玉葉』建久二年四月二日条に「佐々木庄者、延暦寺千僧供庄也」、「天台座主記」六十一世「顕真」建久二年四月二十六日条に「千僧供領佐々木庄」とある。

(58) 『鎌倉遺文』三二四八三

(59) 『中世寺院社会の研究』第三篇第二章「延暦寺千僧供領の研究」室町時代における近江国富永庄の支配機構」(平成十三年十二月)

(60) 天台座主慈円が勧学講供料に充てた藤島庄を、大衆が千僧供料にしようと結構した事件がある(『猪熊関白記』建仁二年七月七日条所引「後鳥羽上皇院宣」(大日本古記録)、『門葉記』卷九十一「勧学講縁起」

〔承元二年二月、『大正新脩大藏経図像第十二巻』〕。

(61) 『玉葉』寿永二年十月一日・二日条。

(62) 義仲と後白河院はこの月末にそれぞれ、興福寺を軍事行動に利用しようとしてゐる(『玉葉』寿永二年十月二十六日・二十八日条)。

(63) 『愚管抄』巻五(二五八頁)、『吉記』寿永二年十一月十八日条。

(64) 『山槐記』治承四年十一月三十日条。

(65) 『玉葉』同十一月二十三日条。

(66) 『吉記』同二十七日条・『玉葉』同二十七日条。

(67) 『山槐記』同二十九日条。

(68) 『山槐記』同二十九日条・『警固中節会部類記』所引『山丞記』十二月二日・五日条(同記は小川剛生氏『警固中節会部類記』研究、附翻刻)〔『明月記研究』五、平成十二年十一月〕に依る。以下『山丞記』とする。『玉葉』同九日条。同九日条には山寺門の悪僧が源氏に与同したとある。

(69) 『玉葉』十二月三日・十四日条、『山丞記』同九日条。

(70) 『玉葉』同九日条。

(71) 『山丞記』同九日条、『山槐記』同十日条、『玉葉』十二月十日・十一日条。

(72) 『玉葉』十二月十四日条。